

		厚生常任委員会	
平成28年 5月27日受理		請 第 12 号	
件 名	熊本地震における家庭動物（主に犬・猫などのペット）同行避難者の公営住宅および応急仮設住宅への入居を求める請願		
紹 介 議 員	提 出 者 住 所 氏 名		
藤 川 隆 夫 溝 口 幸 治			
<p>(要 旨)</p> <p>災害時にはペットの同行避難が推奨されているが、今回の熊本地震において、ペット同行避難者の中には、避難所で入居を嫌がられ、避難所の隅や野外、車中泊やテント等での生活を余儀なくされているのが現状である。また、住居を探す場合においても、物件数はあまりに少なく、競争率もはげしいため、ペットとの同居ができず、やむなくペットを手放さなければならなくなった事例もある。</p> <p>しかしながら、このような環境であってもペットのみを他所に預け、より良い環境を選ぶという方は少なく、ペットと一緒に過ごすことを選ばれた方がほとんどである。今後、身体的、精神的疲労に加え、暑さも増してくるため、熱中症などの事故も危惧されており、早急に住宅の確保を行う必要がある。</p> <p>ついては、熊本地震でのペット同行避難者に対し、公営住宅および応急仮設住宅への入居について特段の配慮および被災動物に対する救援活動へ協力されるよう請願する。</p> <p>(理 由)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 所有・飼育する動物を放置し、衰弱・餓死に至らしめることは「動物の愛護及び管理に関する法律」に反するものである。 2 人生をともにする伴侶として、飼い主とペットは双方にとってかけがえのない家族そのものである。 3 家族の一員としてともに過ごせる環境を提供することは、被災者への大きな精神的支援となると考えられる。 			